

## 保育所の設備及び運営に関する基準等の改正内容の概要

### 1 改正内容

本県における保育所の設備運営基準、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件及び幼保連携型認定こども園の設備運営基準については、条例において本県独自の基準を定めるもののほか、それぞれ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）又は幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（以下これらを「基準省令等」という。）に定めるものをもって本県における基準とすることとされていますが、この度改正のあった次の事項については、基準省令等よりも厳格な本県独自の基準は設けず、改正後の基準をそのとおり県の基準とすることとします。

#### (1) 保育士等とみなすことができる者の追加

- ・ 保育所又は認定こども園（以下「保育所等」という。）の保育士又は保育教諭等（以下「保育士等」という。）について、1人に限って、保育所等に勤務する理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められた者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有するものをいう。以下同じ。）をもって代えることができることとする。ただし、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所等の保育士等による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。
- ・ 保育士等を、理学療法士等をもって代える場合においては、当該理学療法士等の数は、必要となる保育士等の数の3分の1を超えてはならないこととする。
- ・ 理学療法士等だけでなく、保健師、看護師又は准看護師が保育を行う場合には、当該保育所等の保育士等（当該理学療法士等が保育を行うに当たって支援を行う保育士等を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

#### (2) 満3歳以上満4歳未満の園児の配置基準に係る経過措置の期限設定

- ・ 保育所等において、満3歳以上満4歳未満の園児おおむね20人につき1人以上の職員を置くこととされていたところを、おおむね15人につき1人以上とするよう改め、当分の間、なお従前の例によることができることとする経過措置について、当該経過措置の期限を令和9年度末までとする。

### 2 施行期日

令和8年4月1日

### 3 根拠条例

- ・ 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第56号）第3条
- ・ 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年秋田県条例第55号）第3条第1項及び第2項
- ・ 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条

※ 改正内容の具体的な規定内容については、別添官報の写し等を御覧ください。